

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p>{</p> <p>(28) (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>50,000株</u>とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>{</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p><u>(3) フランチャイズチェーンシステムによる化粧品販売店の経営、経営指導およびその加盟店の募集</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>{</p> <p><u>(29) (現行どおり)</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>120,000株</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>{</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
第15条 (条文省略) }	第14条 (現行どおり) }
第42条 (条文省略)	第41条 (現行どおり)

以上